

高額療養費の自己負担限度額等の見直しについて

今回、医療費制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り負担能力に応じた負担を求めることから、平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月診療分で、70 歳以上 75 歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が見直されます。

《変更内容》

現在、70 歳以上 75 歳未満の方は、自己負担額が 70 歳未満よりも低額に設定をされていますが、被保険者の所得に応じて設定されます。(下表参照)

【現在】

適用区分	1ヶ月あたり限度額	
	外来（個人）	（世帯ごと）
現役並み（標準報酬月額 28 万円以上）	44,400 円	80,100 円 +（医療費－267,000）×1% <4ヶ月目～：44,400円>
一般（標準報酬月額 26 万円以下）	12,000 円	44,400 円
低所得者（住民税非課税）	8,000 円	24,600 円
（所得が一定以下の住民税非課税）		15,000 円



【見直し後】

適用区分	1ヶ月あたり限度額	
	外来（個人）	（世帯ごと）
現役並み（標準報酬月額 28 万円以上）	<u>57,600 円</u>	80,100 円 +（医療費－267,000）×1% <4ヶ月目～：44,400円>
一般（標準報酬月額 26 万円以下）	<u>14,000 円</u> <年間上限 144,000 円>	<u>57,600 円</u> <4ヶ月目～：44,400円>
低所得者（住民税非課税）	8,000 円	24,600 円
（所得が一定以下の住民税非課税）		15,000 円

※75 歳到達時に受けた療養に係る算定基準額については、上記の額の 2 分の 1 とする。

《実施時期》

平成 29 年 8 月診療分から（健康保険組合は、11 月給付分から該当）